

マルサス・リカードの穀物法論争

——農業自由化の歴史的考察——

美濃口 武雄

一橋大学社会科学古典資料センター

Center for Historical Social Science Literature

Hitotsubashi University

目 次

I 穀物法の歴史.....	1 ~ 4
II 穀物法論争.....	4 ~ 15
(1) 工業立国論対農工同時発展論.....	5 ~ 7
1° リカードの工業立国論	
2° マルサスの農工同時発展論	
(2) 穀物自給体制の必要性.....	7 ~ 10
1° マルサスの見解	
2° リカードの見解	
(3) 社会の三大階級に及ぼす影響.....	10 ~ 15
1° マルサスの見解.....	10 ~ 11
(i) 労働者階級	
(ii) 資本家階級	
(iii) 地主階級	
2° リカードの見解.....	11 ~ 15
(i) リカードの差額地代論	
(ii) 以上の分析からみちびかれる一般的結論	
(iii) マルサスへの批判	
III その後のイギリス農業の歴史.....	15 ~ 19
(1) 穀物法廃止後30年のイギリス農業	
(2) 第一次大戦前後のイギリス農業	
(3) 第二次大戦前後のイギリス農業	

マルサス・リカードの穀物法論争

—農業自由化の歴史的考察—

美濃口 武雄

本稿は筆者の経済学史の講義ノートを印刷物の形でまとめておきたいという願いから書かれたものにすぎない。しかし特にマルサスとリカードの穀物法論争をテーマに選んだのはそれなりの理由がある。それは現在わが国でも大きな争点の一つとなっている、農業自由化の問題と大きなかゝりがあるからである。かつてイギリスが世界の工場たらんとして断行した農業自由化—穀物法の廃止—は、はたして成功したのであろうか。マルサスの指摘した惶惧はたんなる杞憂にすぎなかったのであろうか。そのような問題意識から本稿では講義ノートには無かった「その後のイギリス農業の歴史」を第3節に書き加えた。この一節を書くにあたっては神武庸四郎教授に多々御教示いただいたので、この場を借りて御礼を申し上げます。かつて150年以上も前にイギリスが体験した論争やその後の苦悩の歴史を、今日のわが国も充分に尊重しつつ農業自由化の問題に慎重にとりくんでほしいものである。

I 穀物法の歴史

穀物法—穀物に代表される食料品の輸出・入に関する条件を定めた法律— *Corn Laws* は、イギリスにおいては永い歴史があり、最初のそれは中世にまでさかのぼることができる。たゞ当初の穀物法は、中世の社会思想としての社会的正義という観点から公正価格を維持しようとしたために、その考慮は主として消費者におかれ、生産者の利益は二義的なものとされていた。すなわち当時の穀物法は、不作時における穀価の暴騰を防止することがその主たる目的であり、そのためつねに輸入を自由にし、輸出を制限ないし禁止する傾向があったのである。

ところが1660年制定法の頃から穀物法はむしろ生産者の利益と農業保護を目的とするものへとその性格を変えてゆく。なぜなら表1に記したように、この時の穀物法においては、小麦が1クォーター〔4分の1トン〕40シリング（以下クォーターを q 、シリングを s と略記する）を下まわるときには輸出を許可すると同時に、44 s 以下では輸入に際して2 s の関税を、また44 s 以上では4ペンス（以下ペンスを d と略記する）の関税を課すことになったからである。このような輸入制限の傾向は1670年制定法において強化され、表1のように輸入関税は53 s 4 d 未満では16 s 、53 s 4 d から80 s までは8 s 、80 s 以上では4 s に各々引上げられている。こゝにおいて穀物法は、生産者の利益を偏重し消費者の利益を閑却したものとなるのであるが、この傾向にいつその拍車をかけたのが1689年制定法で導入されることになった穀物の輸出奨励金制度であった。これは具体的には穀価が1 q 当り48 s 以下に下がった場合には1 q 当り5 s の輸出奨励金を与えようとするものであった。この制度のねらいは、これによって輸出を刺激し販路を国外市場に拡大させると同時に、価格保証により耕作を奨励して穀価を引下げることにあった。しかし実際には、豊作時には輸出が奨励されるために、この制度が無い場合に比べると穀物の国内価格は引上げられる反面、不作

表 1

穀 物 法 の 推 移

	輸入規定 () 内は関税	輸出規定 () 内は奨励金
1660年	44 s 未満 (2 s) 44 s 以上 (4 d)	40 s 未満 許 可
1670年	53 s 4 d 未満 (16 s) 53 s 4 d ~ 80 s (8 s) 80 s 以上 (4 s)	
1689年	”	48 s 以下 (5 s)
1773年	44 s 未満 (22 s) 44 s ~ 48 s (17 s) 48 s 以上 (6 d)	44 s 以上 禁 止 44 s 未満 (5 s)
1791年	50 s 未満 (24 s 3 d) 50 s ~ 54 s (2 s 6 d) 54 s 以上 (6 d)	46 s 以上 禁 止 46 s ~ 44 s 許 可 44 s 未満 (5 s)
1804年	63 s 未満 (34 s 4 $\frac{3}{4}$ d) 63 s ~ 66 s (3 s 1 $\frac{1}{2}$ d) 66 s 以上 (7 $\frac{1}{2}$ d)	54 s 以上 禁 止 48 s ~ 54 s 許 可 48 s 未満 (5 s)
1813年 (パネル委員会決議)	105 s 2 d 以下 (24 s 3 d) 105 s 2 d ~ 135 s (2 s 6 d) 135 s 以上 (6 d)	92 s 2 d 以上 禁 止 奨励金廃止
1814年	84 s 未満 (24 s 3 d) 84 s ~ 87 s (2 s 6 d) 87 s 以上 (6 d)	自 由
1815年	80 s 以上 自 由 80 s 未満 禁 止	自 由
1822年	70 s 未満 禁 止 70 s ~ 80 s (12 s) 80 s ~ 85 s (5 s) 85 s 以上 (1 s)	自 由
1828年	52 s のときの34 s 8 d を最高限として 1 s 上昇する毎に税率を1 s 引下げ73 s のとき1 s の関税とするようにスライ ディングスケールを設定	自 由
1842年	51 s のときの20 s を最高限度として73 s ~ 74 s のときに1 s となるようスライ ディングスケールを設定 但し52 s ~ 55 s のとき18 s というように中途に間所を 設定	自 由
1846年	廃 止	

時には豊作時の余剰穀物ストックが不足するために穀価は著しく騰貴したのである。したがって穀価の引下げという当初のねらいは裏目に出たというほかはなく、この事実から輸出奨励金制度はア

ダム・スミスの厳しい批判の対象とされている⁽¹⁾。この制度は1765年以降、イギリスが穀物輸出国から輸入国に転換するに至ってその重要性は失われるのであるが、1813年のパーネル委員会決議によって、1814年制定法において廃止されるまで、1世紀以上存続したのである。

その後穀物法は国内の穀物価格や国際的な穀物価格の中・長期的な推移の中で幾度か改定が加えられるものゝ、その性格は先にのべたように安価な外国産の穀物の輸入を制限し、国内市場を保護して生産者の利益を守ろうとする意図においては共通していた。そこで平時の穀物法の一般的な機能・目的は何かを、1804年制定法を例にとりて分析してみよう。先ず表1にしたがって輸出規定を眺めると、54s以下で輸出が許可されるということは、豊作時における穀価の暴落を防ぐために余剰穀物の輸出を認めるということであり、さらに48s未満では奨励金5sを与えるということは、価格のいっそうの下落に対して価格をある程度保証すると共に、輸出を奨励して国内価格を維持せんとするものであり、この意味において輸出規定は生産者保護の役割を果たしている。次に輸入規定に目を転ずると、63s未満では30s 4dの関税を課すということは事実上の輸入禁止であって、国内価格を維持し国内市場を保護する役割を果たすということでは、やはり生産者の利益を目的としたものといえよう。但し66s以上になると関税を7.5dの低率にして輸入を認めたということは、不作時の価格の騰貴を防止する役目を果たすものであるから、消費者の利益もわずかながら考慮されているといえる。たゞ全体としてみればこの法律は、国内の穀価を54sから63sの範囲内で高水準に維持しようとするものであって、穀物価格の高値安定・生産者の保護があくまでも主たるねらいだと見なければならぬ。

ところでこの1804年制定法は、その後改定されることなく1813年まで放置されたが、それはナポレオン戦争における大陸封鎖と1809年以降の不作続きで穀価が高めに維持され、穀物法が事実上意味をもたなかったからであった。すなわち、1808年の小麦の平時価格は1q当り81s 4d、1809年97s 4d、1810年106s 5d、1811年95s 3d、1812年126s、1813年116sで、いずれも輸入規定の上限66sを大幅に上まわっているのに、大陸封鎖により穀物は輸入できなかったのである。たゞ唯一の例外としては交戦中の1810年にフランスから、334,837qの小麦が輸入されているが、これはフランス南部の豊作による穀価の暴落から農民暴動がおこり、これを鎮めるためにナポレオンが大陸封鎖にもかかわらず、例外的にイギリスへの輸出を認めたからであった。ところが1814年になると、前年の豊作で穀価が69sまで暴落したことに加えて、ナポレオン戦争が終結に近づき、1804年制定法の下ではフランスの安い穀物が輸入される見通しが明らかになったため、1813年のパーネル委員会において、輸入の上限が66sから87sに引上げられたのである。但しパーネル委員会の考え方は、生産者の保護というよりは、外国穀物の輸入に依存することによる国民全体としての危険、すなわち生活資料に関して敵国および仮想敵国に依存しなければならない危険を回避しようとするものであった⁽²⁾。これはかつてアダム・スミスが『国富論』であげた自由貿易の三大例外⁽³⁾の一つである「国防上重要な産業」の範疇に、農業が属するという認識にもとづいて、穀物の自給自足の必要性を訴えるものであった。なお表1によると、1822年には輸入禁止の下限が1815年の80sから70sに引下げられているが、これは1819年のピール条令により正貨との兌換（金本位制）が復活して貨幣価値が20%上昇したことを考慮すると、むしろ下限の引上げとみなければならぬであろう。なぜなら、1822年の70sは1815年価格では84sとなるからである。

ところでこのように穀物の輸入が穀物法によって制限されるということは、商工業者にとっては二重の意味で損失であった。先ず第一に、貿易は輸入があってはじめて輸出が可能になるのであるから、外国からの穀物の輸入を制限することはイギリス工業製品の外国への輸出を妨げることにな

り、商工業の発展を阻害する。第二に、エンゲル係数の高い当時の労働者達の賃金は穀物価格にリンクして定められていたから、穀物の高価格は高賃金となり生産費の面で商工業の発展の妨げとなる。そこで1838年9月24日、穀物法によって不利益をこうむっていた都市の商工業者を中心に、ヨークのホテルにおいて反穀物法協会 *Anti Corn Law Association* なるものが設立されたのである。これは翌年の1839年1月28日には反穀物法同盟 *Anti Corn Law League* として、地方の同志をふくめたより大きな組織に再編成されている。協会設立の目的は結成時の宣言によれば次のとおりであった。「本協会はマンチェスター反穀物法協会と称する。その目的はあらゆる合法かつ立憲的手段によって地方反穀物法協会を設立し、講義の公開、小冊子の配布、一般新聞紙上における論説の発表、議会への請願書の提出、穀物その他食料品制限法の徹底かつ即時的撤廃を行うにあることをこゝに宣言する。⁽⁴⁾」すなわち、「穀物法の徹底かつ即時の撤廃」が反穀物法同盟のスローガンであった。同盟はリチャード・コブデン、ジョン・ブライト等を中心に国会の内外で穀物法反対の一大キャンペーンを展開し、1846年5月26日ついに時の首相ピールを説得して穀物法の廃止に成功したのである。

しかしながら穀物法を維持すべきか廃止すべきかをめぐっては、1814年と1815年の穀物法改正の時点ですでに大きな論争があったのであり、それがマルサスとリカードの穀物法論争であった。

註

(1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. 6th edition, London, 1950. 大内兵衛、松川七郎訳『アダム・スミス、諸国民の富』Ⅱ、1969年、岩波書店、753頁。

(2) 北野大吉著『英国自由貿易運動史』、昭和18年、日本評論新社、78頁。

(3) 三大例外の残り二つは、第一が「輸入生産物と競争的な国内生産物に租税が課せられている場合」であり、第二が「貿易相手国が自国産業の保護のために高率関税政策をとっている場合」である。なお三大例外の第一のケース「その産業が防衛上その国において重要な地位を占めている場合」の例としてスミスがあげている産業は海運業である。大内・松川訳、スミス前掲書Ⅰ、689～94頁参照。

(4) 北野、前掲書、288頁。

Ⅱ 穀物法論争

マルサスとリカードの論争は論点が多岐にわたっており、しかも各々の考え方がその時々、歴史的状況をふまえて文献間で微妙なニュアンスのちがいをみせることが多い。しかしこゝではいさゝか大胆に論点を大きく三つに整理して、各々の論点について両者の対立点を浮き彫りにしてみたいのである。三つの論点とは次のとおりである。

第一は、イギリス経済の将来を考えたときに、イギリスは国際分業の観点から工業国として立つべきか、それとも農業と工業とを同時に発展させてゆくべきかという論点である。これを工業立国論対農工同時発展論としておこう。

第二は、不作時や戦争時のようなまさかの時に備えて穀物の自給体制をとっておくことがはたして必要なかどうかという、国家の安全保障にかゝる論点である。これを穀物自給体制の必要性をめぐる論点としよう。

第三は、穀物法の維持・撤廃が当時の社会の三大階級である地主・資本家・労働者の各々にどのような経済的利害を与えるかをめぐる論点である。これは社会の三大階級に及ぼす影響という論点としてとりあげることゝしたい。

なお両者の論争においてこゝで用いられる文献は各々次のとおりである。

1) マルサスに関する文献

1° Observation on the Effects of the Corn Laws, and of the Rise and Fall in the Price of Corn on the Agriculture and General Wealth of the Country. 1814.

2° The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn; intended as an Appendix to Observation on the Corn Laws. 1815.

以上の二点は次の邦訳に収められている。

楠井隆三、東嘉生訳『穀物条例論』、昭和15年、岩波書店。

3° An Essay on the Principles of Population, 7th edition, 松本信夫訳『人口論』、昭和12年、改造社。

2) リカードに関する文献

1° An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock, shewing the Inexpediency of Restricting on the Importation; with Remarks on Mr. Malthus's two last Publications. 1815.

2° On Protection to Agriculture. 1822.

以上の二点は次の邦訳に収められている。

大川一司訳『農業保護政策批判』、昭和13年、岩波書店。

3° Principles of Political Economy and Taxation, 3rd edition, 1821.

小泉信三訳『経済学及び課税の原理』、昭和26年、岩波書店。

(1) 工業立国論対農工同時発展論

1° リカードの工業立国論

リカードがイギリスは工業国として国際分業の一端を担うべきだと考えていたことは、彼の国際分業に関する比較生産費説から明らかである。リカードはこの学説を展開するにあたって、イギリスとポルトガルの二国、および商品としてラシャとワインの二つをとりあげているが、こゝでイギリスは工業国として、またポルトガルは農業国として典型的な国であり、ラシャは工業製品として、またワインは農産物として典型的な商品であることはいうまでもない。しかしリカードのモデルでは表2に示すように、ポルトガルはラシャ・ワイン共にイギリスより生産費が絶対水準では低いとみなされている。だがヨーロッパ諸国の中で先がけて産業革命を成しとげたイギリスにおい

表2 比較優位構造

	ラ シャ	ワ イン
イギリス	100人	120人
ポルトガル	90人	80人

て、工業製品たるラシャのコストが絶対水準においてポルトガルより高いとはとうてい信じられぬことであろう。それにもかゝらず表2のような比較優位構造を仮定し、イギリス国内の工業の農業に対する比較優位からイギリスの工業化を説いたのは、恐らくは人々を説得するためのリカード一流の論法であったにちがいない。その証拠に『経済学及び課税の原理』の第7章「外国貿易論」の註でリカードは次のようにのべている。

「されば、機械及び熟練の上に於て余程の優越を有し、従って諸貨物を隣国よりもはるかに少なき労働を以て製造し得る国が、これ等の貨物の一部分を、自国の土地が穀物を輸入し来たるその先の国よりも肥え、穀物をより少き労働をもって作り得る場合にも、なおこれを輸入しようという

ことが分明となるであろう。⁽¹⁾」

これは工業において隣国フランスより絶対優位にあるイギリスが、工業製品と交換に同じく絶対優位にはあるが国内では比較劣位にある穀物をフランスから輸入すべきだという意味にとれよう。

2° マルサスの農工同時発展論

以上のリカードの工業立国論に対して、マルサスは『人口論』の第3篇第10章において、農工同時発展論もしくは農工結合主義を展開している。このマルサスの農工同時発展論は、リカードの比較優位構造を一定と仮定した静態的な比較優位説ではなく、イギリス工業製品の輸出競争力の低下、アメリカとイギリスとの間の加工貿易体制の終焉といった長期的な視点からの動態的比較優位の考え方の上に展開されている。以下マルサスの考え方を、イギリスが工業に特化した場合にはどのような困難が将来待ち受けているか、また農工を同時に発展させればいかにそのような困難が回避できるかという立場から紹介したい。

第一の論点は仮にイギリスが工業に生産を特化した場合、やがて諸外国も工業化し輸出競争力においてイギリスを凌ぐようになると、輸出が減少して購買力の不足から農産物の輸入が減り、人口を扶養できなくなるという危機である。

「自らの食料を産出する国は、いかなる種類の外国の競争に当面しても、必らずしも直ちに人口が減退するとは限らない。しかし、もし純然たる工業国の輸出が外国の競争によって著しく減少するならば、その国は甚だ短時日のうちに従前通りの数の国民を養い得なくなるであろう。しかしもし、土地資源を有する国の輸出が減退するとしても、その国は外国産の便宜品及び奢侈品の若干を失うだけである。⁽²⁾」

続いて第二の論点は、イギリスが工業に特化すると国内競争と資本の過剰から工業製品の価格が下がり、農産物と工業製品との交易条件が悪化して農産物の輸入が減少するだろうという危機である。

「純然たる工業国においては、国内競争と資本の過剰は、農産物と比較して製造品の価格を低下せしめ、製造業に充用される資本が増加しても、製造品と交換にいっそう多量の食物を購入しうるということはないであろう。しかし土地資源を有する国では、このことは起り得ない。すなわち、機械の改良が行われ、新に耕作される土地の肥沃度が漸次低下するために、農産物に対してますます大なる量の製造品が与えられるようになるにしても、その国の製造品の総量の価値が、製造業においては資本の競争が行われるが、土地に充用される資本には同様の競争が行われないという事情からして、減少するようなことは決してない。⁽³⁾」

農工同時発展のケースでは工業製品の生産が不利になれば、資本利潤率均等の法則にしたがって資本は今度は農業に投下されるから、いつまでも工業において資本が過剰となることはあり得ないのである。

さらに第三の論点は、イギリスが工業化したとき、工業製品と交換に入手しうる農産物の量は相手国の勤勉さに決定的に依存することになるが、このとき相手国が勤勉であればよいが、もし怠惰であれば自国の発展にとってはなほだ有害になりはしないかという危機である。

「土地が豊富にあると共に商工業の盛んな国民のもついま一つの顕著な利益は、その富と人口の増進が、他国の状態と発達によって左右される度合の比較的少いことである。その富がもっぱら商工業に依存する国民は、貿易相手国の農産物が増加しなければ、その人口を増加せしめ得ない。……かくて他国民の無知と怠惰は、この国の発展にとって有害であるのみならず、致命的ですらあるであろう。⁽⁴⁾」

最後に第四の論点は、イギリスが工業に特化した場合には、現在の原料輸出国であるアメリカがやがて工業化したとき、イギリスの加工貿易体制は終りを告げ、農産物の輸入は困難となり、イギリスは貧困と人口の減退に直面せざるを得なくなるといふ恠惧である。

「農業と製造業が結合しており、とくにそれがほぼ均衡している場合に得られる第四の利益は、他の諸国がその自然的発達によってその常に目指している進歩状態に達するというところだけによつては、かゝる国の資本と人口が後退的変動を強いられるようなことは決してあり得ないということである。……綿花がアメリカで積込まれ、何千マイルも運送されて他国で積み下ろされ、そこで加工されて再びアメリカの市場に送られるというようなことは永久に行われ得ることではない。……もしある国がこの種の一時的利益のためにその商業及び製造業を甚だしく偏重し、国民の大部分を外国産穀物で養わねばならぬようになったとすれば、他国の商工業がますます進歩するにつれて、この国は貧困と資本及び人口の減退の時期に当面し、以前に得られた一時的利益は何にもならなくなるかも知れない。⁽⁵⁾」

(2) 穀物自給体制の必要性

1° マルサスの見解

マルサスは穀物の自給体制を維持することが必要だとする立場から、次の三点についてその必要性を論じている。その第一は、戦時における供給の途絶、第二は、不作時の輸入の途絶と豊作時の氾濫、そして第三は、穀物供給の大部分を外国に依存することの将来の問題点である。

最初は、戦時における供給の途絶という危険についてである。マルサスはナポレオン戦争時における大陸封鎖という苦い経験をもとに、200万人のイギリス国民の全てがその生活資料たる食料の供給を全面的に外国に依存することの危険を次のように警告する。

「安全ということが富よりもっと重要であること、更にはやゝもすれば他国の嫉妬を挑発する大国は、もしそれがその国民のあるかなりの部分の生活維持について外国の穀物に依存することになれば、その最大の必要の起った時期にその最も重大なる供給をたちまちにして失うという危険にさらされる。……と同時にわれわれが近来、利害関係よりも感情によって行動する政府の、すべての方面における最も顕著な事例を見てきていることに注意しなければならない。このような事態が再び起ることはほとんど予期し得ないにしても、もしそれに類似した何らかの事柄が将来において、すなわちわが国の消費量のほとんど全部に対して自給しないで、200万人のわが国民の生活維持について外国に依存する時に起るとするならば、1812年にわが工業家が苦んだところの苦痛の如きは、この時経験せらるべき広汎な破壊的な災禍とは比較にならぬものであるということが認められなければならない。⁽⁶⁾」

マルサスはアダム・スミスの自由貿易の例外の一つ、「国防は富裕より重要」の立場に立って、国家安全保障の必要から穀物の自給体制を維持すべきことを主張するのである。

第二は、不作時における輸入の途絶と豊作時における氾濫という、供給の不安定性に対する恠惧である。マルサスはこの問題を論ずるにあたり、当時フランスで制定された穀物輸出に関する法律、すなわちフランスの穀物法を念頭においていることに注意しなくてはならない。それはフランス国内で穀価が1クォーター49シリング以下なら輸出を自由に認めるものゝ、これを超えるときは輸出を禁止するという規定である。すなわちこの規定はフランスで穀物が不作の時にはイギリスへの供給を停止するというものであり、これでは真の自由貿易とはいえず、またこれでは供給がきわめて不安定になるというのがマルサスの考え方であった。

「国内供給の確実さに関して都合のよい事情にある国が、この点について不利な事情にある国と貿易関係を結ぶことは、かゝる供給の確実さを増すよりもむしろ減ずるであろう。そしてその供給量のきわめて変動する国が、豊作の年にその収穫物をもって他国を氾濫させることを許され、わずかも不作が起れば、近隣の取引国が極端な欠乏に苦んでいるにもかゝらず、穀物を手許にとどめる特権を留保しているようなことがあれば、かゝる供給の確実さがさらにいっそう減ずることは疑い得ないのである。⁽⁷⁾」

第三は、穀物の供給の大部分を外国に頼ることは当面は良いとしても、将来どのような問題を生ぜしめるかという論点である。これについてマルサスは、第一に、穀物を輸出する国において将来人口が増加するに伴い輸出を漸次留保するようになるおそれと、第二に、農業国が工業化するに伴って輸出を留保するようになる危険という二つの観点から、穀物自給体制の必要性をのべている。

「いずれの穀物輸出国もその自然の傾向として、富と人口の充溢に近づくものであるから、それは一時近隣の製造業および商業のいっそう発達した国々へ分ち与えていた穀物を漸次的に留保するようになり、ついにそれ等の国が自己の資源で自らを養うにまかせるであろう。各々の国の土地と気候から生ずる特産物は、いかなる事情の下でも、外国貿易の対象なることを決して止めないものである。しかし食糧は特産物ではなく、それをあり余るほど産出する国も、人口増加を支配する法則によってそれを少しも他国に分ち得なくなるかもしれない。⁽⁸⁾」

「ヨーロッパがよろしくアメリカの穀物を使用し、それ自身は製造業と商業に専心すべきであり、それが地球上の最良の分業であるというようなことが従来言われてきた。しかし並外れた仮定をして、自然の成行きとして一時の間かゝる分業が生じ、この方法によってヨーロッパは、その土地が支持するよりもいっそう多数の人口を養い得るとしてみても、その結果はまことに怖るべきものであるにちがいない。相当な領土をもつすべての国家にとって、その富が自然に増殖するにつれて、自分自身のための製造業を興すということは、その国が従来製造品を購入していた国々が、資本と熟練のほかなにか特有な長所を持たないかぎり、適当なことにちがいないのは疑われぬ真理である。そこでこの原理にもとづいてアメリカがヨーロッパ向けの穀物を留保しはじめ、ヨーロッパは農耕に努力してもその不足を補い得ないとすれば、ヨーロッパの富と人口のいっそう大なる増加による一時的な利益は、きたるべき長い時期の退歩と貧困によってはなはだ高価に購われたものであった、ということがたしかに感ぜられるであろう。⁽⁹⁾」

2° リカードの見解

リカードは以上のマルサスの穀物自給体制必要論に対して、第一に、戦時下においても食料供給の停止される危険性はないこと、第二に、不作時の場合にも供給途絶のおそれはないこと、そして第三に、輸入制限政策の下では穀価の変動は激しいが、自由貿易体制の下ではむしろ安定することを理由に、自給体制は不要であることを論じている。

最初は、戦時下における供給の停止についてである。リカードは大陸封鎖当時、フランスで穀物が豊作の年に供給の過剰から穀価が暴落し、南フランスで農民暴動がおこったとき、この暴動を鎮める目的でイギリスへの穀物輸出を例外的に認めた事実をひきあいに出して、戦時下においても供給の停止されるおそれはないと反論する。

「たとえ戦争とはいえ諸外国から特にわれわれの消費のために産出されるところの穀物をなんの障碍もなく供給されるであろうことを私は十分に確信するものである。ボナパルトはわれわれに対して最も敵対していた時にあってさえ、わが国の穀物価格が不作のために高かった時には、すべての他の貿易が禁止されていた時でさえ、イギリスへの穀物の輸出を許可制によって許した。このよ

うな事態は突如としてわれわれの上に襲いかゝってくるものではなく、この性質の危険は幾分子知らせられ、しかるべき予防策が講じられ得るものである。よって決して惹起せぬかもしれぬ災禍を予防する目的をもって立法すること、そして甚だおこりそうにもない危険を防ぐために毎年数百万の所得を犠牲にすることは、はたして賢明であらうか。⁴⁰⁾」

第二は、不作時における供給途絶のおそれについてである。この点に関してリカードは、工業と農業という国際分業体制が確立されれば、農業国は自国のためだけではなく、他国のためにも農産物を生産するようになるので、たとえ不作時だからといって供給の途絶える心配はないとする。

「われわれにしてもし恒常的な輸入国となり、外国人がわが市場の需要に信頼して依拠しうるに至るならば、穀産諸国においてははるかにより多くの土地が輸出の目的をもって耕作されるに至るであろう。イギリスにおいてわずか数週間に消費される穀物の価値に思いを致しても、大陸がわが国に穀物の相当な量を供給せる場合においては、輸出貿易に対する妨害は、商業上最も広範囲にわたる破滅的困窮を見ることなくしては行われ得ぬことがわかるであろう。⁴¹⁾」

さらにリカードはたとえある国で不作だとしても、それは他国の豊作で相殺されるために心配はないとする。

「穀物の供給に関してはたんに一国の中においてさえ、もし一地方において不作であっても他の地方においては一般に豊作であること、もし天候がある土壤またはある位置に対して有害であっても、他の土壤と他の位置に対して有利であること、したがってこの相殺力によって神は恵み深くも饑饉のひんぱんなる去来からわれわれを守り給うということが認められている。この認識がもし一国に対して適用せられて正しいならば、わが世界を構成するすべての国々全体についてはどれほどより強くそれは適用されうることであらうか。一国の不足は他国の過剰で相殺されないであらうか。⁴²⁾」

第三は、穀物価格の変動は自給体制の下でよりも自由貿易体制の下の方がはるかに少いという論点である。これはマルサスの自由貿易体制の下での供給の不安定性に対する反論でもある。この論点をめぐるリカードの議論は次の二つの事実を念頭においておかないと理解しにくい。その第一は、輸入制限政策の下で課せられる高率の禁止的な関税は、イギリス国内の穀価とフランスの穀価との差にほぼ見合っているということ、第二は、イギリス国内の穀価はほぼ最劣等地の生産費に見合うように決まるということである。したがって自給体制の下では豊作の場合に、穀物を輸出して価格の暴落を抑えるには、関税プラス輸送費に見合う分だけ価格が下がらなければならない、この大幅な価格の低下により劣等地はもとより多くの土地で生産費さえカバーできなくなって多大の損失をこうむることにならざるを得ない。これに対して輸入を自由化している国においては、国内で穀物を生産できる土地は優等地のみで国内価格と輸入価格はほぼ一致しているから、豊作時でもわずかな価格引下げで余剰穀物は輸出できるし、劣等地耕作がなされていないので大きな損失をこうむることはないであろう。

「穀物の輸入に対する保護関税は諸外国における穀物がかゝる関税だけ低廉であって、もし課税されぬならば外穀が輸入されるであろうとの推定の下に常に課せられるはずである。もし外穀がより低廉でないならばなんらの保護関税も必要としない。なぜなら自由貿易制度の下ではそれは輸入されないであろうからである。したがって穀物の通常・平均の価格は関税を課せる国における方が、しからざる国よりも保護関税の額だけ高いと考えられねばならない。そこでいったん豊作の起きた場合、かゝる事情にある国から穀物が輸出され得るためには、穀物は関税額だけのみならず、なお輸出の諸費用に至るまで、その普通・平均の価格から下落せねばならぬ。自由貿易制度の下に

あつては、二つの国における穀価は一国から他国へそれを輸出するに伴う諸費用以上に実質的に異なるはずのものではない。それゆえに、もしいずれか一方の国において豊作がおこり、かつそれが両国に共通でない場合には、価格のほんのわずかな下落さえあれば、過剰生産物に対する捌け口はたどちに輸出に見出されるであろう。しかるに保護関税制度あるいは禁止的条例の下にあつては、豊作あるいは豊作の連続による穀価下落は、栽培者が自分自身を輸出によって救うる前に、彼をして没落せしめずにはおかない。⁴³⁾

(3) 社会の三大階級に及ぼす影響

社会の三大階級とは地主・資本家・労働者であるが、地主は別として資本家と労働者については、農業と工業とで本来区別して論ぜられるべきであろう。しかし工業と農業を区別して論ぜられているのは資本家についてだけであり、労働者については農業労働者と工業労働者とを必ずしも明確に区別していない。

1° マルサスの見解

(i) 労働者階級

マルサスは労働者の賃金は穀物の価格にリンクして定められるために、穀物価格が高いほど貨幣賃金も高くかつ実質賃金も高いという。たとえば穀価が1クォーター60シリングのときに賃金が60シリングで、90シリングのとき賃金が90シリングだとし、これら賃金の3分の2が各々食料に支出されたとしよう。食料への支出は60シリングでは40シリング、90シリングでは60シリングとなろう。このとき食料の価格は1.5倍でも食料以外の工業製品は1.5倍には上昇しないために、90シリングのときの方が実質賃金は高いということになる。

「私はかつて同一の労働需要と、その結果としての同一の生活維持手段購買力の下においては、穀物の高い貨幣価格は、生活便宜品、奢侈品の購買にあたつて極めて大きな利益を労働者に与えるものなることをのべた。この高い貨幣価格の影響は、いうまでもなく、社会における最も貧しい人達や非常に大きな家族の人達の間においては、しかし、明らかにあらわれてはこない。なぜなら彼等の収入の大部分は絶対的必需品に使用されねばならないからである。しかし最貧困者以上のすべての者にとっては、小麦クォーター当り50シリングないし60シリングと比べると、80シリングの価格の結果として賃金についてみるところの利益は、茶、砂糖、木綿品、亜麻布、石けん、ろうそく、多くの他の物品の購入に当って、彼等の生活条件を確実によくするに足るであろう。⁴⁴⁾

(ii) 資本家階級

マルサスは資本家を企業家と資産家とに分けて、企業家については農業と工業を問わず穀物法の撤廃は損失を与えるが、資産家については利益を与えるとみている。これは主として穀物の輸入自由化による穀価の低落がもたらすデフレ効果を問題にしているからである。

先ず農業企業家については穀価の下落により、生産費をカバーし得ない土地に投下された資本は大いなる損失を蒙る。

「農業企業家については何ものべる必要はない。彼等が諸港の開放によって痛切に苦しむであろうことは疑い得ない。これは農業の資本利潤率が一定の期間を経過すれば回復せず、以前と同じ大いさにあるいは多分より大きくはならないであろうからではなくて、このことが先ず農業資本の大なる損失かあるいはその商業および工業への通路への移転があつてはじめて起り得るものだからである。⁴⁵⁾

次に工業企業家については穀価下落に伴うデフレ効果が国内取引を沈滞させることから不利益を

蒙るという。

「われわれは物価騰貴の産業に及ぼす魔術的效果を知っている。それはヒュームによって注目せられ、またこの種の諸問題に注意したあらゆる人々によって立証された。そこで物価下落の結果は正比例的に不景気をもたらすものである。……国内取引においてはこの恐るべき重圧の完全な結果が感ぜられるであろうばかりでなく、またそれが国内需要の現実的減少を伴うかもしれぬことを憂うべき理由もある。わが国内で消費される穀物量は同一あるいはそれ以上とさえなるかもしれないが、しかし製造品や植民地生産物の数量はより少となるであろう。そしてわが国の外国穀物は部分的には以前国内で消費されたところの諸商品によって購買されることになる。この場合、全国的取引は深刻に苦しめねばならず、この国の富と享樂品とは決定的に減少せざるを得ない。⁴⁴⁾」

しかしながら国債を保有している資産家階級は穀価下落に伴うデフレーションによって、国債の名目金利は同じであっても、実質金利は高まるために唯一この階級は利益をうけることになる。

「いまやわれわれはわが国の諸港の開放によって疑いもなく利益を得るであろうところの社会の一階級に到達する。それは資本所有者であり、また一定の俸給によって生活している人々である。……1793年に始まり1813年に終る20年間に於いて、英国の穀物の平均価格はクォーター当り80シリングであつたし、そのうち1813年に終る10年間は92シリングであり、20年のうち終りの5ヶ年においては108シリングであつた。この20年間に於いて政府は約5億の真実資本を借り、それに対して減債基金を除き、大雑把に平均して約5%の支払いを約している。しかし穀物がクォーター当り50シリングに、また他の諸商品はそれに比例して下落したとすれば、政府は実際には約5%の利子の代わりに、7, 8, 9%を、そして最後の2億に対しては10%の利子を支払うことになるであろう。……国債の利子と費用はその減債基金をもふくめて、いまや年々4千万ポンドの額に達し、この4千万ポンドはもしやわれわれが穀物および労働の価格を低落させることに全く成功するならば、将来において1813年の国民所得の約半分の名目価値の収入から支払われることになるであろう。⁴⁵⁾」

(iii) 地主階級

穀物の輸入自由化によって最も不利な影響を受けるのはこの階級である。なぜならば穀価の下落は地代を著しく減少させるからである。

「若干の人々は穀物価格の騰貴あるいは低落は、真実に地主の利害には関係しないという見解であつた。しかし理論と経験の両者はその反対のことを証明しており、すべての通常の状態においては価格の下落は生産物の減少を招来するにちがいないこと、また生産物の減少は自ら地代の減少を招来するであろうことを示している。⁴⁶⁾」

以上のようにマルサスにとっては、穀物法の廃止により労働者、資本家、地主の三階級はすべて不利益を蒙るのであって、唯一の例外は資産家階級にすぎないのである⁴⁷⁾。

2° リカードの見解

リカードは以上のマルサスの見解に対して、とりわけ資本家階級の分析が誤っており、地主と資本家の利害は相反することを彼の有名な差額地代説をもって説くのである。リカードの基本的な考え方は、穀物の輸入制限は穀物自給のための劣等地耕作を余儀なくさせ、地代を上昇させる反面で資本利潤率を低下させ、資本蓄積を妨げるというものであつた。そこで先ずはリカードの地代論を1815年の *An Essay* にしたがって紹介し、地代論からみちびかれる一般的結論と、それにもとづくマルサスへの批判をまとめてみたい。

(i) リカードの差額地代説

先ず地代論の基本前提は次のとおりである。

① 地主は資本家に土地を貸し地代を受取る。資本家は労働者に賃金を前払いし、固定資本を貸与して利潤を取得する。

② 土地は均質ではなく、人口増加と共に次第に劣等地に耕作が拡大する。劣等地とは「同一量の生産物を生産するのにより多くの資本を必要とする土地¹⁰⁾」と定義される。より多くの資本が必要とされるのは、第一に、地理的には同じ条件にあっても土地の肥沃度が異なるからか、第二に、肥沃度は同一であっても地理的に遠隔地にあり輸送コストがかかるからである。

③ 投下資本は第一に、建物・機具等の年々の維持費としての固定資本と、第二に、労働者の生活維持費としての流動資本から成るが、これ等はいずれも小麦で測られる。

次に分析上の仮定を整理しておこう。

① 各等級の土地の同一生産量を300クォーター（以下 q と略称）とする。

② 各等級の土地を $n = 1, 2, 3, \dots$ とするとき、その投下資本量は $\{200 + 10(n - 1)\} q$ であるとする。

③ 各等級の土地の剰余は一定の生産量 $300 q$ から投下資本量を差し引いた大きさである。

④ 資本利潤率は最劣等地への投下資本に対する最劣等地の生産物の剰余の割合として決定され、これが全ての土地の均一の利潤率となる。

⑤ 各等級の土地の利潤は各等級の土地への投下資本量に均一の利潤率を乗じた大きさである。

⑥ 地代は各等級の土地の剰余から各等級の土地の利潤を差し引いた大きさである。

以上の基本前提と分析上の仮定の下に差額地代説を展開するのであるが、その際リカードが証明しようとする命題は次の二つである。第一は、耕地の拡張にともない次第に資本利潤率が低下すること、第二は、耕地の拡張にともない次第に利潤が減少する反面地代が上昇することである。

生ずる第一点は次のようにして証明される。

資本利潤率(r) = 最劣等地の資本利潤率

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{最劣等地の生産物剰余}}{\text{最劣等地への投下資本量}} \\ &= \frac{300 - \{200 + 10(n - 1)\}}{200 + 10(n - 1)} \end{aligned}$$

$$\therefore r = \frac{10 - n}{20 + n}$$

資本利潤率は土地の耕作が劣等地に向けて拡張されるにしたがい、投下資本量が増加する反面、剰余が減少するから、次第に低下せざるを得ないことは上式からみて明らかである。ちなみに、 $n = 1, 2, 3, \dots, 10$ として r を計算すれば、

$$r_1 = \frac{10}{20} = 0.5, \quad r_2 = \frac{9}{21} = 0.43, \quad r_3 = \frac{8}{22} = 0.36, \quad \dots, \quad r_{10} = \frac{1}{29} = 0.034$$

である。

次は第二点の証明である。そのためには2等地までが耕作された場合と、3等地までが耕作された場合とについて、先の定義③、⑤、⑥にしたがって各々の土地の剰余、利潤、地代を計算してみればよい。(但しクォーターを省略する。)

$n = 2$ の場合

$$1 \text{ 等地の剰余} = 300 - \{200 + 10(1 - 1)\} = 100$$

$$2 \text{ 等地の剰余} = 300 - \{200 + 10(2 - 1)\} = 90$$

$$1 \text{ 等地の利潤} = \{200 + 10(1 - 1)\} \times 0.43 = 86$$

$$2 \text{ 等地の利潤} = \{200 + 10(2 - 1)\} \times 0.43 = 90$$

$$1 \text{ 等地の地代} = 100 - 86 = 14$$

$$2 \text{ 等地の地代} = 90 - 90 = 0$$

$n = 3$ の場合

$$1 \text{ 等地の剰余} = 100$$

$$2 \text{ 等地の剰余} = 90$$

$$3 \text{ 等地の剰余} = 300 - \{200 + 10(3 - 1)\} = 80$$

$$1 \text{ 等地の利潤} = 200 \times 0.36 = 72$$

$$2 \text{ 等地の利潤} = 210 \times 0.36 = 75.6$$

$$3 \text{ 等地の利潤} = 220 \times 0.36 = 80$$

$$1 \text{ 等地の地代} = 100 - 72 = 28$$

$$2 \text{ 等地の地代} = 90 - 75.6 = 14.4$$

$$3 \text{ 等地の地代} = 80 - 80 = 0$$

以上で得られた結果を示せば次の図のようになる。

地代	23 86 90		} 剩余=利潤 300 } 固定資本 } 賃金
	100 110		
	100 100		
	1等地 2等地		

	28 14.4 72 75.6 80			} 剩余=利潤 300 } 固定資本 } 賃金
	100 110 120			
	100 100 100			
	1等地 2等地 3等地			

図から容易にわかるように劣等地耕作の進展にともない、各等級の土地の利潤は減少し、相反的に各等級の土地の地代（図の斜線部）は増えてゆく。

(ii) 以上の分析からみちびかれる一般的結論

① 資本利潤率の低下と地代の高騰とは劣等地耕作にともなう投下資本量の増加による。

② これは穀価と賃金を一定と仮定した上での結論であるが、劣等地耕作により穀価が上昇し、これに比例して賃金が増えれば資本利潤率はなおいっそう下落する。

たゞしこゝでいう資本利潤率とは農業利潤率ではなく工業利潤率であることに注意せねばならない。なぜなら、農業においては利潤率の分母の投下資本は穀物で測られるが分子の剰余も穀物であって、穀価の上昇は分子、分母に共通の影響を与え相殺されるからである。これに対し工業では投下資本は穀物で測られるが、分子の剰余は工業生産物であり、穀価の上昇は分母にのみ影響して資本利潤率を引下げるからである。

③ よって資本家の利益と地主の利益とは相反する。

(iii) マルサスへの批判

リカードのマルサスに対する批判は、労働者と資本家に対する穀物法撤廃の影響をめぐる議論のみ向けられている。穀物法の撤廃が地主に不利なことは、リカードの差額地代説からも証明されるからである。

先ず労働者階級への影響をめぐるマルサスの見解に対しては次のように批判する。

「マルサス氏は、穀物の低廉な貨幣価格は社会の下層階級にとって望ましくないであろう、なぜなら労働の真実の交換価値、すなわち生活の必需品、便宜品、享楽品を支配するその力は、低い賃

幣価格によっては増加せられずむしろ減退せしめられるからであると考えられる。この問題に関する氏の観察のあるものは確かに極めて重要であるが、しかし国民的資本のよりよき配分が下層階級の地位に及ぼす影響については氏はこれを十分に認めてはいない。それは彼等に対して有利であろう。なぜなら同量の資本がより多くの働き手を雇うであろうからである。これに加えてより大なる利潤はいっそう大なる蓄積にみちびき、かくして実質的に高い賃金によって人口に対して刺戟が与えられる。これは長期間にわたって必ずや労働階級の状態を改善するであろうからである。⁴¹⁾

続いて資本家階級への影響をめぐるマルサスの見解への批判に移ろう。この点についてのリカードのマルサス批判は、第一に、地代論からみちびかれる一般的結論に立った批判と、第二に、マルサスのいう穀価低落のデフレ効果に対する批判とに分けることができる。先ず第一の批判は次のようなものである。

「地代に関してのべられた見解にして正しいならば—それがもし一般利潤が下れば上り、上れば下るならば—そして穀物輸入の影響がマルサス氏の自らは是認しかつ適切に例証されたように地代を低下させるならば、およそ産業に関係するすべての人々—すなわち農業者たると製造業者たるとをあるいはまた商業者たるとを問わず、資本家たるものはすべて利潤の大なる増大を享受するであろう。穀価の低落はその農業上の改良の結果たると輸入の結果たるとを問わず、穀物の交換価値を低下せしめるのみであって、他の商品に対してはなんら影響するものではない。したがってもし労働の価格が下落するならば—穀価が下落すれば当然そうなるはずであるが—あらゆる部門の実質利潤は上昇しなければならない。よって社会のうち最も顕著に利するのは製造業ならびに商業の部門である。⁴²⁾

次はデフレが産業に与える萎縮効果に対する批判である。

「よりよき貨幣制度への復帰は極めて望ましいものではあるけれど、社会の商業階級を萎微せしめることによって、蓄積と産業とを一時的に衰退せしめる傾きがあるといわれている。これは価格下落の影響である。すなわちマルサス氏はこの種の影響が穀物の価格下落によって生ずるであろうと考えられるのである。仮りにヒュームのなした観察にして真に根拠あるものであるとしても、しかもなおそれは現在の場合に対しては当てはまらないであろう。なんとなれば製造業者が販売すべき物はどれもこれまでと同じく高価であるが、彼が購入すべきものすなわち穀物と労働とのみが低廉となり、したがって彼の利得は増大するであろうからである。……よってもし商業階級の繁栄が最も確実に資本の蓄積と生産的産業の奨励とに導くものであるならば、これは穀価の下落によってこそ最も確実に達成し得るところである。⁴³⁾

なお、マルサスが強調した穀物の輸入自由化が農業資本に与える損失については、それは止むを得ぬこととして、むしろその後資本蓄積に与える良い効果を期待すべきだとし批判する。最後にこの点に関する批判を紹介しておこう。

「マルサス氏はその最近の著作においては、その一節において無制限に輸入を許すことによってわが国が蒙るであろう農業資本の損失を極めて強調されている。氏は事物の進行によってわれわれに無用となるものとして、そしてそれを使用することによってわれわれが現実失うところの損失を歎じておられる。しかればわれわれは蒸気機関やアークライト氏の紡績機械が完成されたときに、古い陳腐な機械の価値がわれわれにとって損失となるという理由をもって、それらを採り入れて使用するのを非とすることを、全く同じように堂々と聞かされたであろう。なるほど劣等な土地の農業者達は損失者となるであろう、そこに何等疑うべき余地はない。しかし彼等の損失額の幾倍も公衆は利得するであろう。そして土地から製造業への資本の移転が完全に行われてしまった後におい

ては、地主を除く社会のすべての他の階級はもちろんのこと、農業者自身もまたその利潤を極めて著しく増大せしむるであろう。²⁴⁾」

註

- (1) リカード、小泉信三訳『経済学及び課税の原理』上巻、134頁。
- (2) マルサス、松本信夫訳『人口論』下巻の一、153頁。
- (3) マルサス、同書、154頁。
- (4) マルサス、同書、155頁。
- (5) マルサス、同書、156～7頁。
- (6) マルサス、楠井・東訳『穀物条例論』、32～3頁。
- (7) マルサス、松本訳、前掲書、201～2頁。
- (8) マルサス、同書、195頁。
- (9) マルサス、同書、196頁。
- (10) リカード、大川一司訳『農業保護政策批判』、32頁。
- (11) リカード、同書、30頁。
- (12) リカード、同書、34頁。
- (13) リカード、同書、87～8頁。
- (14) マルサス、楠井・東訳、前掲書、80～1頁。
- (15) マルサス、同書、86頁。
- (16) マルサス、同書、88～9頁。
- (17) マルサス、同書、92～5頁。
- (18) マルサス、同書、90頁。
- (19) なおマルサスは商工業者のうちで外国貿易に従事する者のみは穀物法の廃止によって利益を受けるとしている。同書、86頁参照。
- (20) リカードは『経済学及び課税の原理』では劣等地を「同一量の資本投下により、よりわずかな生産物しか生産し得ない土地」と定義している。小泉訳『原理』、60頁参照。
- (21) リカード、大川訳、前掲書、38頁。
- (22) リカード、同書、39頁。
- (23) リカード、同書、40～1頁。
- (24) リカード、同書、35～6頁。

Ⅲ その後のイギリス農業の歴史

1846年に時の首相ピールの英断によって穀物法が廃止された時、多くの人々はこれによってイギリスの農業はたちまち崩壊してしまうであろうと予想していた。しかし1850年ごろから約20年近くは、イギリス農業はかつてみないほどに繁栄したのであり、衰退したのはようやく1870年代後半になってからにすぎない。したがって穀物法廃止後のイギリス農業の歴史を展望するに際しては、先ず第一に、なぜ食料の輸入が自由化されたのにもかかわらずイギリス農業がその後20年以上にわたって生きのびたのかその理由を尋ねなければならない。そして次にそれにもかかわらず、なぜ1870年代の後半にイギリス農業が衰退したのかを問わねばならないであろう。

ところでイギリス農業は一旦衰退したのち、第一次大戦中の食料輸入の困難から農産物の自給体制をとるべく農業再建を企てているが、第二次大戦に際してはいちはやく1930年代から食糧の増産計画が立てられ実行に移されていた。これらはいずれも戦時中の食料自給に備えての農業再建にはかならない。しかし第二次大戦後のイギリス農業の再建はこれとは事情がかなりちがう。それはむしろ国際収支の赤字を解決するための手段としての農業再建であった。そこで第二に、第一次大戦前後のイギリス農業を、そして第三に、第二次大戦前後のイギリス農業を概観することにしよう。

(1) 穀物法廃止後30年のイギリス農業

穀物法が廃止されたにもかかわらずイギリス農業が崩壊せずむしろ繁栄した理由には、大きく分けて直接的・積極的理由と間接的・消極的理由の二つがある⁽¹⁾。

第一の直接的・積極的理由のうちの最大のものとしては、イギリスにおける農業技術の著しい進歩があげられる。たゞしその前提として農業技術の有効利用を可能にした農業経営規模の著しい拡大があったことを忘れてはならない。すでにイギリスでは18Cの後半に土地の第二次囲い込みにより農業の経営視換は一農場あたり平均200ヘクタール以上に拡大していた。しかもこの囲い込みは穀物法廃止前後の1840年代、50年代に「囲い込み法」に重要な改正⁽²⁾があり、囲い込みがいっそうし易くなっていたのである。

ところで農業技術の発達に工業の発達に負うところが大きかった。その幾つかの例をあげれば次の通りである。第一は、機械制大工場での粘土製パイプの大量生産であり、これは粘土質土壌地帯の排水を良好にし生産力の向上に大きく貢献している。しかもこの粘土質土壌地帯の排水用土管使用による土地改良には、政府が738万ポンドの資金を貸付けているのである。第二は、同じく機械制大工場での各種の農具や農用機械の製造である。鋤、ハロー・ドリル、脱穀機、かぶ切断機等々多種多様の農機具が大量に生産された。これらの農機具のうち脱穀機やかぶ切断機などは蒸気機関を利用した原動機と連結されることにより、いっそう作業能率を高めることに役立ったのである。第三は、農業化学の発達であり、これは油かすなど人工肥料の製造への途を開いた。

以上のような工業の発達との関連でなされた農業技術の改良に加えて、混合農業の発達があったことも見落すことができない。混合農業とは穀物作と羊や肉牛のための飼料作との輪栽であり、これによってイギリス農業は穀作中心の在来型農業から畜産中心の新しい農業に脱皮するのである⁽³⁾。イギリス農業が穀物法の廃止にもかかわらず衰退しなかった理由の一つは、畜産中心の農業への転換にあったといっても過言ではないであろう。さらに生鮮食料を輸送するための鉄道が1830年から1850年までの間に全長5,000マイルに達していたことも、農畜産物の販路拡大に役立ったといえよう。鉄道の主要幹線は50年代には完成し、その後補助線が建設され、1875年には全長14,500マイルにまで延長されたのであった。

第二は、イギリス農業の繁栄を支えた間接的・消極的理由である。これらの要因は間接的・消極的ではあるが、実効においてはかなり重要な影響を与えたものばかりであった。その第一は、1834年の救貧法の改正である。これはかねてからマルサスが『人口論』を通じて強力に提言してきたものであるが、彼の死の前年によく議会を通過した。これによって農民の救貧税負担は著しく軽減され、生産意欲を高めることに役立ったのである。第二は、1849年のカルフォルニアでの、続いて1851年のオーストラリアでの金鉱の発見がある。これによって通貨量は著しく増大し、価格や賃金を高め食料の需給両面に大きな刺激を与えられたのである。第三には、穀物法廃止後の30年間は、イギリスに安価な穀物を輸出する可能性のある国々が、戦争などの偶然の事情が相次いでそれができなかったという歴史的事情がある。1853年から1856年のクリミア戦争はバルト海を封鎖し、ロシアの小麦の輸出を阻止したし、1860年代にはアメリカの南北戦争が、1870年代には普仏戦争が、アメリカ、フランスからの小麦の輸出を妨げた。このような歴史的環境はイギリスの農業生産を著しく増加させ、1854年には小麦の作付面積は400万エーカーを超え、1870年にはイギリスの総耕地面積は史上最高の1,800万エーカーに達したのである。

(2) 第一次大戦前後のイギリス農業

1870年代中頃まで繁栄したイギリス農業も、70年代以降は衰退の一途をたどってゆく。その理由の一つには1870年代の異常気象による穀物生産の激減という不幸な事情もあるが、主としては海外農業との競争の激化が理由である⁽⁴⁾。

まず畜産物においては大型の快速汽船など輸送手段の発達と冷凍保存技術の進歩によって、ニュージーランド、アルゼンチン、オーストラリアなどからバターや冷凍肉などが輸入され国内の酪農や食肉生産に大きな打撃を与えた。最初の輸入が行われたのは1880年である。さらに蒸気船の発達はオーストラリア、ニュージーランドから安価な原料羊毛の大量輸入を可能にし、1874年に1ポンド当り26ペンスだった羊毛価格は、1894年には10ペンスまで暴落して牧羊農家に大きな打撃を与えたのである。しかしこうした外国農業との競争によってとりわけ大きな打撃を受けたのは穀物であり、それはかつては予想もしなかった大西洋をへだてたアメリカからの大量の穀物輸入であった。これはアメリカにおける大草原の開拓による穀倉地帯への転換、内陸鉄道の発達（1860年には全長3万マイルにすぎなかったアメリカの鉄道は、1880年には9万4千マイルにまで延長された）、快速蒸気船の出現などによって可能となったものである。この結果イギリスの小麦の国内価格は、1877年の56シリング9ペンスを最高にその後は低下を続け、1884年には30シリング台、1893年には20シリング台に下降した。このような小麦価格の相次ぐ下落は国内の小麦生産に大きな打撃を与え、1874年に363万エーカーあった小麦の作付面積は20世紀の初め頃までにはその半分にまで縮小するのである。

このような海外の農業との競争の激化の下で、イギリス農業は直接海外との競争にさらされない農業部門に活路を見い出したり、海外の安価な農産物を利用して行いうる農業部門に独自の途を切り開いた。前者の例が野菜であり、後者の例が海外から低価格で供給される飼料を利用した養鶏や畜産である。さらには、海外との競争にたえ得る分野としてはビスケット用原料として的高级小麦粉、麦芽用的大麦などがあつた。

こうして第一次大戦直前までにイギリス農業は衰退し、国内で消費する食料の70%、小麦・小麦粉に至っては88%を海外からの輸入に仰ぐようになっていたのである⁽⁵⁾。しかも他方においてイギリス工業製品の輸出競争力は後発のアメリカ、ドイツ、フランス、日本などの抬頭によって低下しはじめていたから、輸入額は輸出額をこえ貿易収支は恒常的に赤字であつた。しかしこの当時はまだ貿易収支の赤字は貿易外収支の黒字によって充分にカバーできたのである。とりわけ貿易外収入で大きかったのは海運収入と海外投資の利子収入とである。加えてイギリスは不敵艦隊を中心とする強力な軍事力を擁していたために、第一次大戦によって海外からの食料輸入が途絶えるとは予想だにしていなかったのである。しかしいざ戦争が始まると事情は一変した。イギリスの船舶はドイツ海軍の攻撃、とりわけ潜水艦Uボートによる無制限攻撃を受けることになったのである⁽⁶⁾。このため食料の大部分を船舶輸送による海外からの輸入に仰ぐことは危険となり、イギリス政府は急拠食料増産政策に転換するのである。1917年に成立した穀物生産法 *Corn Production Act* がそれである。これによって食料生産に必要な農機具・飼料・肥料などが政府によって供給されると共に、農産物価格保証制度が導入されるのである。しかし戦争終了と共に穀物生産法は撤廃され、再びイギリス農業の生産力は戦争直前の水準以下に低下する。これを1920～23年の農業危機と呼んでいる⁽⁷⁾。

(3) 第二次大戦前後のイギリス農業

第一次大戦で食料を輸入に頼ることの危険を痛感したイギリスは、第二次大戦の場合には戦争勃発以前に戦時を予想して周到に食糧増産計画が立案されていた。その第一が、1931年の農産物の価格保証制度としての小麦法 *Wheat Act* である⁽⁶⁾。これは小麦の市場価格が政府の公表しておいた保証価格を下まわった場合に限って、その不足額を保証する不足払い (deficiency payment) であった。そしてこの不足払いにあてられる資金は外国から輸入される小麦に課せられる関税と製粉業者に課せられる国内生産税とから成っていた。第二は、1937年の農業法の制度と1939年の農業開発法の制定である。これらの法律により草地の改良や開墾による耕地の拡大が奨励され、補助金が支給されたのである。このような食糧増産計画は戦時中も続けられ、耕地面積は1938年の1,157万エーカーから1944年には1,929万エーカーにまで拡大される。この耕地の拡張は主として牧草地の耕地への転用によってなされたものである。このような牧草地の耕地への転換は、牧草地の間に地力が回復するためにきわめて有効な方法であり、したがって今度は逆に一定期間普通作物を作付けしたのちに牧草地として利用するという方法がとられた。このような牧草地と耕地との相互転換利用という農法が当時のイギリス農業の著しい特徴であり、これをレイ農業 (ley farming) と名付けている⁽⁹⁾。

さらに第二次大戦中には食糧増産のために農業への機械力の導入が促進され、大戦中の6年間に投下された労働力はわずか8～9%の増加にすぎないのに、機械力 (動力) は158%も増大して農業生産力の向上に大きく貢献したのである。

ところで第一次大戦においては戦争終了と共に食料の輸入が再開され、農業は危機に陥ったのであるが、第二次大戦後は事情が異なっていた。それは国際経済上の地位低下によるイギリス農業の本格的な再建の必要ということであった。イギリスは一方において工業製品の輸出競争力の低下により輸出が減少していたが、他方において第二次大戦による対外資産の減少、対外債務の増加によって投資収益が減少し、経常収支は貿易収支、貿易外収支共に赤字となっていたからである。そこで戦後のイギリスの経済政策はこの国際収支の赤字をいかに改善するかを中心課題となったのである。そのため農業までがこの課題にこたえるために利用されたのである⁽¹⁰⁾。すなわち国際収支の赤字を改善するには輸出を増やさねばならないが、そのためには輸入原料の確保が必要である。そして輸入原料を確保するには少い外貨を節約せざるを得ず、そのためには食料を輸入に頼らず自給しなければならない。こうして国際収支の赤字解決のためにイギリス農業は再建され、国内生産は急速に増加して肉類はその過半数を、小麦は45%を、また大麦はそのほとんどを自給するまでになったのである。こうして「自由貿易下のイギリス農業は、世界におけるイギリス経済の勝利を反映した反面、その没落を先ず示していた⁽¹¹⁾」といえよう。

以上で示したように、少くとも1880年代以降のイギリス農業の歴史は、マルサスの憧憬をことごとく現実のものにしてゆく歴史だったといっても過言ではないのである。

註

(1) 小林茂著『イギリスの農業と農政』、昭和48年、成文堂。60～1頁。

(2) 小林、同書、57頁参照。

(3) 小林、同書、59頁。

(4) 小林、同書、82～4頁。

(5) E. J. Hobsbaum, *Industry and Empire, An History of Britain since 1750*, Weidenteld and Nicholson, London, 1968. 浜林・神武・和田訳『帝国と産業』、1984年、未来社。250頁。

(6) 小林、前掲書、122頁。

- (7) 小林, 同書, 125頁。
- (8) 小林, 同書, 160頁。
- (9) 小林, 同書, 191頁。
- (10) 小林, 同書, 220頁。
- (11) 浜林他訳, 前掲書, 240頁。

(一橋大学経済学部教授)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 17*

発行所 東京都国立市中 2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1989 年 3 月 31 日

印刷所 東京都八王子市石川町 2951-9

三省堂印刷株式会社
